

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年12月19日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年1月8日付け海建用第12210002号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成28年1月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内

容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「13 公図訂正申し出」に不備があった。
- (2) 県決裁から、代理人に決裁文書が渡されて法務局に申し出るまでの期間、代理人による改ざんや捏造が行われた。
- (3) 県は、今一度見直しを行い、代理人の不正があったか否かを吟味するため、本件開示請求について検討し直すことを求める。
- (4) 「13 公図訂正が適正に行われた」としている県の立場を変更しないのであれば、直ちに「無番地の地積測量図」を開示するか、公図訂正を無効にすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立人の主張は、平成13年3月23日付けで実施機関が行った和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正申請書に添付されている土地所在図の水路に関することである。この土地所在図は、現在も和歌山地方法務局に訂正後の土地所在図として備え付けられており、水路については異議申立人の主張する区切線が入っている。

異議申立人は、この土地所在図の水路について、平成13年から平成24年までの11年間、区切線が入っていない開放状態であったと主張するが、平成13年の公図訂正申請後の土地所在図では既に区切線が入っており、実施機関と認識が異なる。

平成13年3月23日付けの公図訂正申請書の副本は、保存期間経過のためすでに廃棄されており確認できないが、実施機関及び法務局に現存する公図訂正関連一件資料により、実施機関が法務局に提出した土地所在図では水路には区切線はない状態となっていたと推測できる。実施機関は、法務局の登記官が公図訂正申出書の受理後に職権で土地所在図に区切線を入れる判断をしたものと推測している。

よって、異議申立人のいう公文書は存在しないことから「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主

的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関の説明によると、異議申立人が原本としている土地所在図は法務局に備え付けられている水路の閉じられたものとのことである。

実施機関は、過去に諮問第 92 号における審議の中で、「法務局においては現地調査を行う中で、例えば池と水路の境に閉じる線を記載しなければ、池から水路がつながり同じ番地だと解釈される場合もあるため、職権で追加する場合もある。」との説明を行っており、当審査会は、同号の答申においては「通常法務局における事務では現地調査を行う中で職権で変更等を行う場合もあるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない」と判断した。本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。

なお、実施機関は、法務局の登記官が公図訂正申出書の受理後に職権で土地所在図に区切線を入れる判断をしたものと推測し、実施機関において区切線を入れたものではないと説明しており、そうすると実施機関において何らかの変更を行ったものではないと考えられる。

よって、異議申立人のいう公文書は存在しないことから実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 28 年 1 月 27 日	○諮問（実施機関）
平成 28 年 2 月 12 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議

平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 29 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 12 月 19 日	諮問第 92 号答申第 4 - 2 - 法務局への申出時点では開放になっている。(平成 13 年～平成 24 年) の約 11 年間開放状態。この状態で和歌山県は決裁し、申出している。和歌山県決裁の公函訂正原本が〇〇〇〇に交付された原本も開放状態であるのに、〇〇〇〇は、決裁を無視して区切り線を入れた原本を作成している。文書改ざんを和歌山県が認めた公文書の開示。